

4. 1 都市構想の役割・構成

1. 都市構想の役割

「都市構想」は、本市のまちづくりの基本理念、まちづくりの基本目標の考え方を踏まえて中長期的な観点で設定した、行政が中心となって進める、都市づくりの基本方針のことです。また、まちづくりの基本理念の実現に向けて取り組むべき分野別の施策の方向性について、誰もが理解・共有するための方針としての役割を果たします。

2. 都市構想の構成

まちづくりの基本理念の実現に向け、まちづくりの基本目標に即しながら、以下の5つの分野別に都市づくりの方針（都市構想の構成）を設定します。

1. 土地利用の方針
2. 道路・交通体系の整備方針
3. 緑地・景観・環境の保全・形成の方針
4. 都市防災の方針
5. その他都市施設の整備・維持管理の方針

4. 2 土地利用の方針

1. 基本的な考え方

- ①都市のにぎわいや活力を創出する都市機能を集積するため、瀬戸内の十字路としてのポテンシャルを最大限に活かし、合理的かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。
- ②持続可能なまちづくりを推進するため、各地域の特性に応じた、個性的で魅力ある、秩序ある土地利用の誘導を図ります。
- ③自然環境との調和に配慮し、地域特性に応じた、きめ細やかな土地利用の規制・誘導を図ります。

2. 都市づくりの方針

■項目

- 1) 土地利用の基本方針
 - (1) 交流軸を活かした土地利用の方針
 - (2) ゾーン別の土地利用の方針
 - ①広域交流ゾーン
 - ②しまなみ交流ゾーン
 - ③やまなみ交流ゾーン
 - ④自然共生ゾーン
- 2) 用途別土地利用の方針
 - (1) 市街地内の方針
 - ①商業・業務地
 - ②住宅地
 - ③工業・流通団地等
 - (2) 市街地外の方針
 - ①市街化調整区域
 - ②用途白地地域及び都市計画区域外
- 3) 市街地の整備・改善の方針
 - ①既成市街地における住環境の改善
 - ②新たな住宅市街地の整備
- 4) 都市計画の見直し・検討の方針
 - ①市街化区域
 - ②用途地域
 - ③地区計画等

1) 土地利用の基本方針

(1) 交流軸を活かした土地利用の方針

- 地域の拠点性を高めるため、西瀬戸自動車道や中国横断自動車道尾道松江線の活用により、開発の誘導を図る合理的かつ計画的な土地利用を進めます。

(2) ゾーン別の土地利用の方針

都市計画区域を踏まえて設定した、「広域交流ゾーン」「しまなみ交流ゾーン」「やまなみ交流ゾーン」「自然共生ゾーン」の4つのゾーンごとに、自然環境や景観の保全、持続可能なまちづくりに取り組むため、合理的かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。

①広域交流ゾーン

- 備後圏都市計画区域における広域拠点では、本市の発展を牽引する合理的かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。
- 市街化区域では、低未利用地の有効活用に向けた、日常生活に必要な都市機能の誘導を図ります。また、都市圏を越え、広域的な地域からの利用を見込む高次都市機能の集積により、都市活力を支える合理的かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。
- 広域拠点や活力創造拠点等の既成市街地を中心とした市街地では、生活・文化・観光等の観点から多様で広域的な交流を促進するため、地域の歴史・文化的資源や自然・海洋資源の保全・活用、都市機能の集積に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 市街化調整区域における集落地では、自然環境を活用した多様で広域的な交流を促進するため、集落地等における生活環境と自然環境との調和・連携した土地利用の誘導を図ります。

②しまなみ交流ゾーン

- 因島瀬戸田都市計画区域における都市拠点や地域拠点では、地域の発展を牽引する合理的かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。
- 都市拠点や地域拠点等の既成市街地を中心とした市街地では、生活・文化・観光等の観点から多様で広域的な交流を促進するため、地域の歴史・文化的資源や自然・海洋資源を保全・活用する土地利用を図ります。
- 用途地域が指定されていない集落地では、山林や農地等が広がる豊かな自然環境の保全を基調とし、文化・観光資源を活用した多様な交流に向けた、地域の実情を踏まえた土地利用の誘導を図ります。

③やまなみ交流ゾーン

- 御調都市計画区域における地域拠点では、持続可能な地域生活へ導く合理的かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。
- 主要幹線道路等の沿道を軸とした利便性の高い地域では、日常生活に必要な都市機能の維持を図るとともに、山林や農地等の広がる周辺地域では、豊かな自然環境の保全を基調とした土地利用を推進します。
- 御調都市計画区域外や備後圏都市計画区域外の地域では、山林や農地等が広がる豊かな自然

環境を保全するとともに、無秩序な土地利用の抑制を図ります。

- 自然環境を活用した多様で広域的な交流を見据えながら、集落地等における生活環境と自然環境とが調和・連携した土地利用の誘導を図ります。

④自然共生ゾーン

- 都市計画区域外の地域拠点では、日常生活に必要な機能の維持と周辺の自然環境との共生を図ります。
- 文化・観光等の観点から多様で広域的な交流を促進するため、地域の歴史・文化資源や自然・海洋資源を維持・保全する土地利用を図ります。

2) 用途別土地利用の方針

4つのゾーン別の土地利用の基本方針に即し、自然環境を保全しつつ、便利で快適に暮らすことのできる市民生活と経済発展に向けて、上位計画や現在の用途地域に基づいた土地利用を基本とし、合理的かつ計画的な土地利用を図ります。

(1) 市街地内の方針

①商業・業務地

- 広域拠点や活力創造拠点では、広域的な利用を見込む都市機能を集積するとともに、まちなか居住を促進する観点から、商業・業務機能や居住機能等の更新、有効活用を進められるよう、計画的な土地利用の誘導を図ります。
- 広域拠点や活力創造拠点周辺等の商業地では、拠点としてふさわしい市街地環境を形成するため、遊休地や未利用地の有効活用を促進します。
- 広域拠点や活力創造拠点では、拠点としてふさわしい魅力あるにぎわい空間の創出に向けて、商業・業務地の魅力を低下させる空き家等への対応を図るとともに、建築物の形態・意匠等の規制・誘導により、適正な土地利用を推進します。
- 幹線道路等の沿道では、商業・業務機能等の土地利用ポテンシャルを活かした沿道サービス地区を形成するとともに、周辺の住宅地等と調和のとれた土地利用を図ります。
- 都市拠点では、芸予諸島全体の生活拠点として、衣服や家電製品等の市民の買回り需要を中心とした生活機能や都市機能の集積を図ります。
- 各地域における拠点周辺等の日常サービスを主として提供する地区では、生活利便性の向上に向けて、地域の実情に応じた生活利便施設を誘導する土地利用を図ります。
- 広域拠点では、背後に広がる尾道三山をはじめとした歴史・文化資源の保全・活用を一体的に推進します。
- 魅力ある商業地を形成するため、社会・経済情勢の変化や土地利用の動向等を踏まえ、合理



国道 184 号の沿道サービス地区

的かつ計画的な都市計画の見直し・検討を行うなど、地域の実情に応じた土地利用を推進します。

②住宅地

- 戸建て住宅を中心とした中・低層住宅が共存する住宅地や住宅団地では、落ち着きのある良好な居住環境の維持・形成を図ります。また、必要に応じて地域住民が主体となるまちづくりルールの支援を検討します。
- 商業地から離れた、計画的に整備された中・低層住宅が共存する住宅地や住宅団地の商業系用途地域では、身近な商業施設の集積に向けた、適正な土地利用の誘導を検討します。
- 中・低層住宅が共存する住宅地以外の住宅地では、便利で快適な生活環境の形成に向けて、都市施設の整備・改善や緑地の創出など、日常生活に必要な利便施設の維持を図ります。
- 幹線道路等の市街地部の後背地は、住宅と沿道の商業施設・サービス施設が共存する地区を形成する土地利用の誘導を図ります。
- 市街地内及び市街地周辺の住宅地内に存する農地は、ゆとりと安らぎを感じるオープンスペースとなることも考慮し、開発と保全のバランスを取りながら、住宅地と農地の共生を図ります。
- 快適で住みよい環境づくりを行うため、「尾道市空家等対策計画」に基づき、空き家等の発生抑制や適正管理・活用等を促進します。
- 住宅地の中に工場が点在するなど、住宅と工場等が近接する地域では、周辺の住環境への影響を考慮しながら、良好な市街地環境の誘導を図ります。
- 住環境の保護・改善に向けて、社会・経済情勢の変化や土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて都市計画の見直し・検討を行うなど、地域の実情に応じた土地利用の誘導を図ります。



中・低層住宅が共存する住宅地

③工業・流通団地等

- 工業団地や流通・卸売団地等における一層の機能強化に向けて、適正な土地利用の誘導を図ります。
- 住宅地の中に工場が点在するなど、住宅と工場等が近接する地域では、周辺の住環境への影響を考慮しながら、良好な市街地環境の誘導を図ります。
- 本市の「ものづくり産業」を活かした地域産業の発展に向けて、IC周辺等の土地利用ポテンシャルの高まりが想定される地域では、用途地域の指定等により、工業・流通機能の集積を図ります。
- 工業・流通機能の充実に向けて、社会・経済情勢の変化や土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて都市計画の見直し・検討を行うなど、地域の実情に応じた土地利用の誘導を図ります。



尾道流通団地

(2) 市街地外の方針

①市街化調整区域

- 市街地の無秩序な拡大を抑制することを基本とし、自然環境や営農環境と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的な土地利用の誘導・規制を継続します。
- IC 周辺等における遊休地や幹線道路沿道等の土地利用に対する需要の高まりが想定される地区では、地区の特性を活かした土地利用の誘導を検討します。
- 未利用地となっている公有地の活用を図るとともに、公共施設等の更新時期に合わせて公有地の再活用を検討します。
- 市街化調整区域内の住宅地におけるゆとりある居住環境の形成を図るため、建築物の適正な用途・形態の誘導等を検討します。
- 「市街化調整区域における地区計画運用基準」を定めるなど、地区計画制度の活用等による秩序ある土地利用の誘導を検討します。また、市街化区域に接する、計画的な土地利用が形成されている地区では、市街化区域への編入を検討します。

②用途白地地域及び都市計画区域外

- 市街地の無秩序な拡大を抑制することを基本とし、自然環境や営農環境と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた合理的かつ計画的な土地利用の誘導・規制を継続します。
- 幹線道路沿道等の土地利用に対する需要の高まりが想定される地区では、地域の実情に応じた基盤整備を検討します。
- 未利用地となっている公有地の活用を図るとともに、公共施設等の更新時期に合わせて公有地の再活用を検討します。
- 用途白地地域及び都市計画区域外の住宅地におけるゆとりある居住環境の形成を図るため、建築物の適正な用途・形態の誘導等を検討します。

3) 市街地の整備・改善の方針

長年の歴史を経て形成されてきた既成市街地は、良好な市街地への整備・改善を目指すとともに、新規市街地では、将来を見据えた計画的で秩序ある市街地整備を図ります。

①既成市街地における住環境の改善

- 中心市街地の背後に広がる斜面市街地や密集市街地を含む既成市街地は、生活環境の向上を図るため、地域の実情に応じた市街地環境の改善を検討します。
- 老朽空き家が存在する平地部や斜面市街地等の既成市街地の環境改善を図るため、建物の更新、空き家の活用や除却後の跡地の利活用を検討するなど、地域の実情に応じた居住環境の形成に向けた土地利用を促進します。



中心市街地の背後に広がる
斜面市街地

- 既成市街地等の中で基盤整備が十分ではない地区においては、地域の実情に応じて、公共空間の確保や建築物の良好な形態・意匠の維持・誘導を図ります。
- 土地区画整理事業地区等の計画的に整備された市街地は、良好な生活環境を維持するため、低未利用地の有効活用を検討します。

②新たな住宅市街地の整備

- 一定の都市基盤が整備された利便性や開発ポテンシャルの高い地区では、地区の特性にあわせて、商業・業務機能等の計画的な都市機能の誘導や宅地整備の誘導を図り、新たな住宅市街地を整備するための土地利用を促進します。
- 新たな住宅市街地については、計画的で秩序ある整備に向け、都市計画制度の活用により、建築物の良好な形態・意匠の誘導方針等を検討するなど、計画的なまちづくりを推進します。

4) 都市計画の見直し・検討の方針

今後、社会・経済情勢の変化や土地利用の動向等を踏まえ、上位計画である都市計画区域マスタープランや尾道市総合計画との整合を図りつつ、都市計画の方針等の柔軟な見直し・検討を行うなど、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を目指します。

①市街化区域

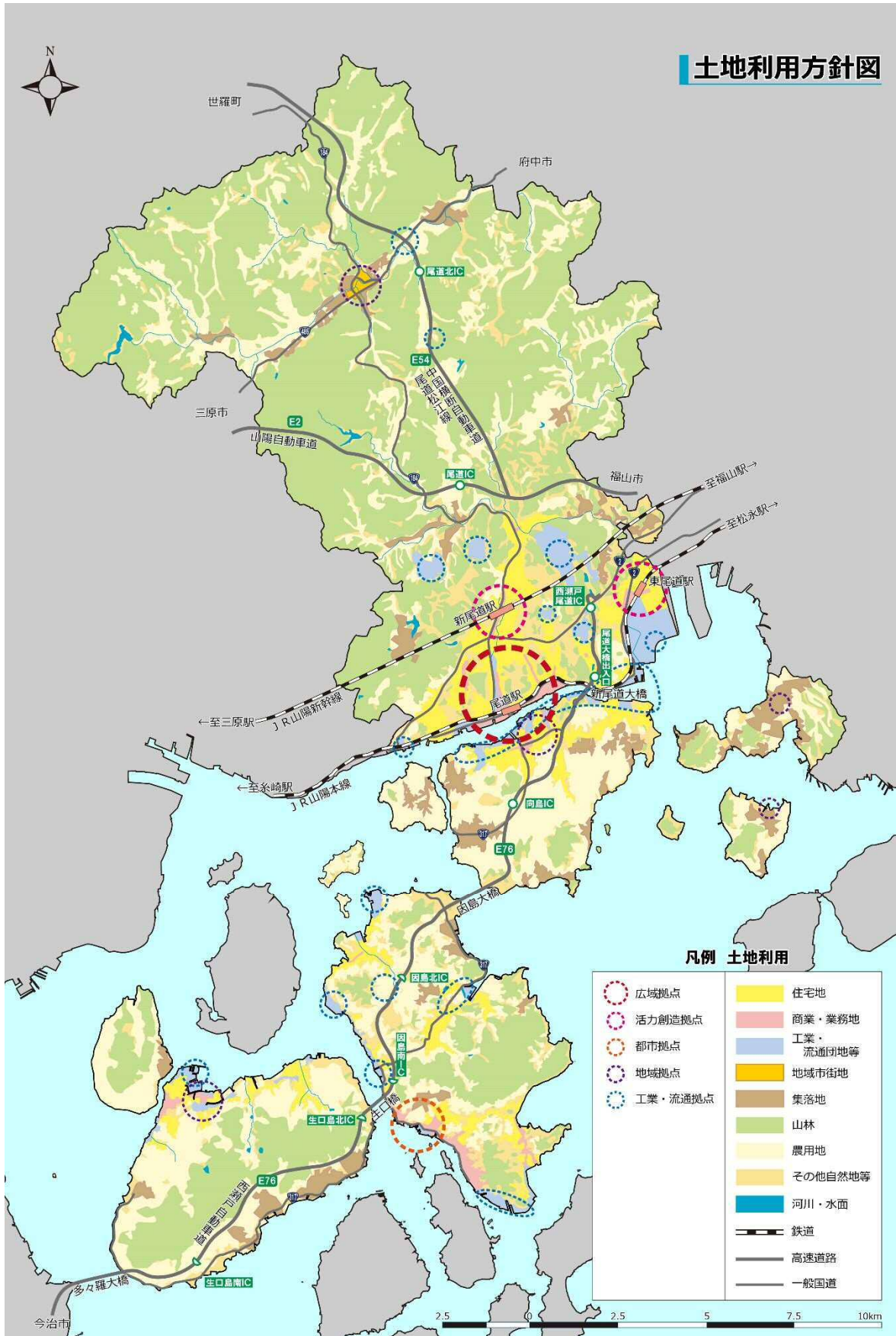
- 備後圏都市計画区域マスタープランを踏まえ、本市の将来的な人口フレーム及び産業フレームや農林漁業との調和等を勘案して、今後概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化区域へ編入すべき区域について検討します。
- 都市的な土地利用が図られていない、または今後概ね 10 年以内に見込まれない区域は、上位計画に即し、市街化区域の縮小等を検討します。

②用途地域

- 社会・経済情勢の変化や土地利用の動向等により、都市の環境保全や利便の増進が必要となる地域は、地域の実情に応じた合理的かつ計画的な土地利用を図るため、必要に応じて用途地域の見直しや指定、指定解除等を検討します。

③地区計画等

- 一体感を高める必要性のある地区は、商業・業務地や住宅地等のそれぞれの用途に合ったきめ細やかなまちづくりを誘導するため、地区計画制度の活用等による秩序ある土地利用の誘導や建築物の適正な用途・形態の誘導について検討します。
- 市街化調整区域においては、「市街化調整区域における地区計画運用基準」を定めるなど、地区計画制度の活用等による秩序ある土地利用の誘導を検討します。



※土地利用の区分は、土地利用の現況と現行の用途地域を反映

4. 3 道路・交通体系の整備方針

1. 基本的な考え方

- ①道路交通網の整備が進む中、福山市、三原市等の近隣都市や、愛媛県や島根県等の隣接する他県都市との連携を強化し、人々の生活や経済活動、観光等の交流をさらに充実させるため、広域幹線道路網の整備を促進します。
- ②市内の各拠点間を接続し、広域幹線道路網との有機的な接続や、地域間の連携による広域交流や機能補完、生産物等の運搬・輸送を支えるための都市幹線道路の整備・強化を促進します。
- ③誰もが安全で、安心して移動できる地域交通の確保を図るため、歩行者を優先した歩行者空間の確保など、移動環境の整備を進めます。
- ④誰もが容易に移動ができるよう、市内の各拠点間を接続する道路・交通ネットワークを強化し、地域公共交通を軸とする総合的な交通体系の確立を目指します。

2. 都市づくりの方針

■項目

- 1) 道路交通網の構築
 - ①広域幹線道路網の強化・活用
 - ②幹線道路網の構築・充実
 - ③暮らしと地域に身近な道路の整備・改善
 - ④人にやさしい道路・交通環境の確保
- 2) 地域公共交通の活性化

1) 道路交通網の構築

広域的な交流や産業活動を支える幹線道路や身近な生活道路の整備を進めるとともに、誰もが安全で、安心して移動できるよう、歩行空間のバリアフリー化や交通安全対策等に取り組みます。また、環境や景観にも配慮し、適切な維持管理を進めます。

①広域幹線道路網の強化・活用

- 広域連携の骨格を形成する東西や南北の軸となる広域幹線道路の活用を促進します。
- 広域交通機能の強化のため木原道路の早期完成を促進します。
- 快適な走行空間を確保するため、長期的な視点による維持管理を促進します。



中国横断自動車道尾道松江線
尾道北 IC 付近

[写真提供：国土交通省福山河川国道事務所]

②幹線道路網の構築・充実

- 地域間の一体性確保や円滑な交通体系確保のため、主要な幹線道路網の維持・改良等を促進します。
- 円滑な交通流動の確保や、安全で利便性の高い市街地環境を形成するため、都市計画道路の整備を進めます。あわせて、長期にわたり未整備の都市計画道路は、必要に応じて、計画内容等の見直しを行います。
- 快適な走行空間を確保するため、長期的な視点による維持管理を促進します。

③暮らしと地域に身近な道路の整備・改善

- 各地域の拠点を連絡する暮らしと地域に身近な道路の整備を進めます。特に広域幹線道路や幹線道路、交通拠点等へ連絡する市民に身近な道路のアクセス性の強化や維持管理を図るとともに、進捗が遅れている路線の整備・改良に取り組みます。
- 地域の防災性や良好な居住環境の確保等の観点から、地域住民との連携のもと、狭い道路の改善に努めます。土地条件等から拡幅が困難な箇所では、地域の実情に応じた対応を図ります。

④人にやさしい道路・交通環境の確保

- 高齢者や障害のある人をはじめ、通勤・通学者や観光客等が安全で、安心して利用できる快適でゆとりある歩行者・自転車利用空間を形成するため、主要な幹線道路等の整備を進めるとともに、生活道路に歩行者空間の整備を進めます。
- 玄関口である交通拠点等の周辺では、快適な歩行者空間の維持管理・整備を図ります。
- 市街地内で発生している渋滞を緩和するため、道路の整備や交差点の改良を進めます。整備が困難な箇所では、地域の実情に応じた手法による改善を図ります。
- 広域交流の拡大に向けて、しまなみ海道サイクリング



しまなみ海道サイクリングロード

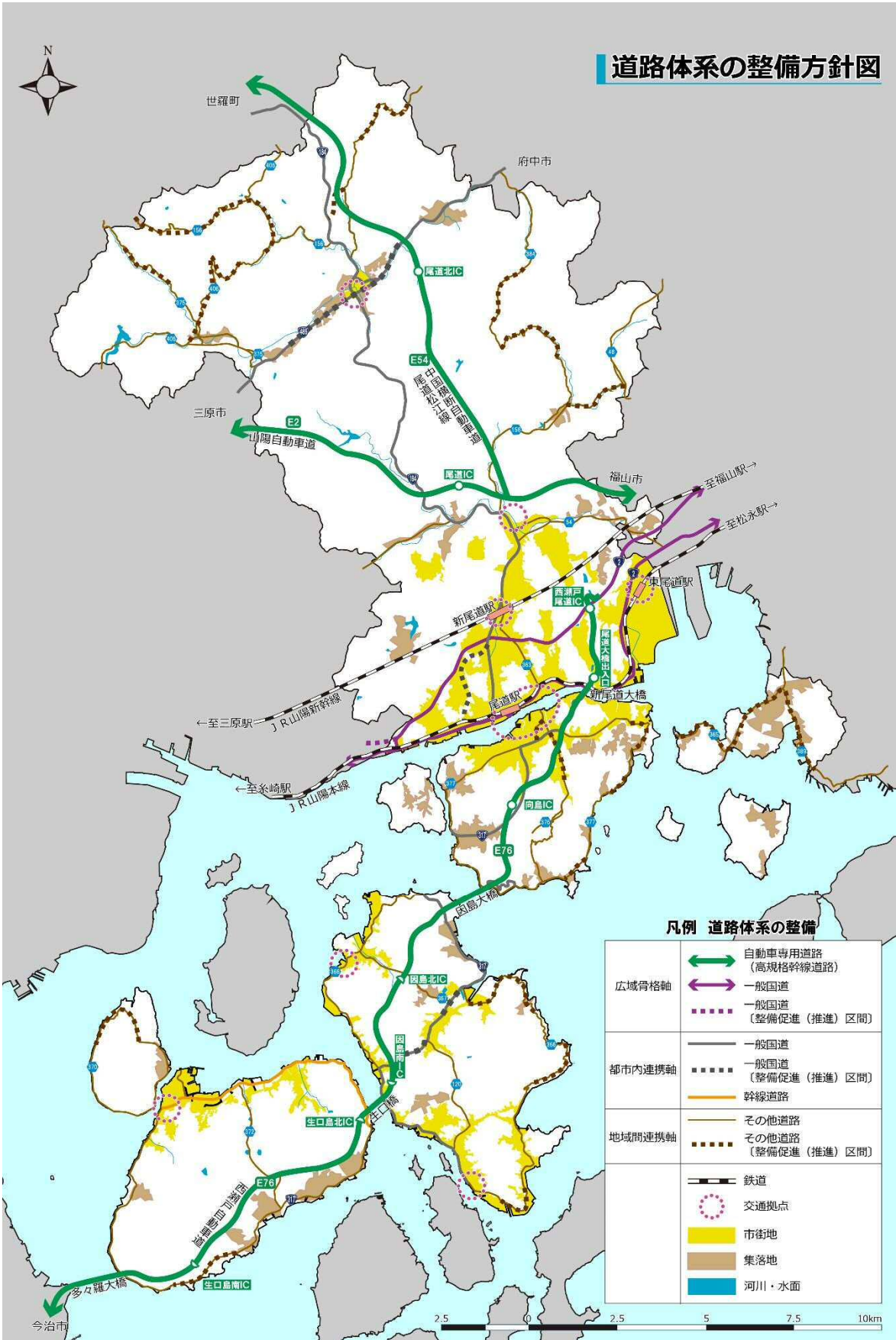
ロード及びやまなみ街道サイクリングロードは、市内に点在するレクリエーション施設等を結ぶネットワークとして積極的に活用するとともに、継続的に維持・強化を図ります。

- 安全で、安心な自転車走行に向けて、しまなみ海道サイクリングロード及びやまなみ街道サイクリングロードへのサイン整備を進めます。

2) 地域公共交通の活性化

地域公共交通は、将来のまちづくりに欠かせない基盤であり、「尾道市地域公共交通網形成計画」において定める、「持続可能なまちづくりを支え、将来にわたって親しまれる地域公共交通」の実現に向けて取り組みます。

- 鉄道・路線バス・航路・タクシーからなる既存の地域公共交通を有効に活用するとともに、地域の実情に応じた新たな移動サービスの導入も含めて有機的なネットワークを形成し、便利で効率的な地域公共交通網をつくります。
- 市民、来訪者・観光客等の誰もがわかりやすく、使いやすいサービスを提供するとともに、地域公共交通利用の喚起、定着を図る施策を展開することにより、誰もが安全で、安心して、利用しやすい・したくなる地域公共交通にしていきます。
- 市民や地域関係者、交通事業者、行政が、地域公共交通に対する認識を共有するとともに、官民連携による新たな運営手法の検討、市民や地域関係者の主体的な取組を促すルールづくりによって、多様な関係者が一体となって望ましい地域公共交通を創り・守り・育てる仕組みづくりを行います。



4. 4 緑地・景観・環境の保全・形成の方針

1. 基本的な考え方

- ①良好な住環境を形成し、誰もが便利で快適な生活を送るため、公園・緑地の整備・充実や機能強化を図ります。
- ②本市の有する豊かな自然景観や歴史的なまちなみ景観は、市民の生活に潤いを与えるだけでなく、本市特有の資源として重要であることから、長期的な観点から保全・形成を図るとともに、積極的に活用します。
- ③緑豊かな山林や美しい瀬戸内海等の貴重な資源を今後も大切に活かすため、自然環境を保全するとともに、自然との触れ合いの場を創出します。

2. 都市づくりの方針

■項目

- 1) 緑地の保全と緑化の推進
 - ①公園の整備・維持管理
 - ②都市緑化の推進
- 2) 尾道特有の景観の保全・形成
 - ①自然景観の保全・形成
 - ②市街地・歴史的景観の保全・形成
- 3) 環境の保全・再生
 - ①自然環境の保全・再生・活用
 - ②生活環境の保全

1) 緑地の保全と緑化の推進

身近な公園・緑地の維持管理や、公共空間の緑化を推進するとともに、美化・緑化活動への市民参加を促進することで、市民・事業者・行政の協働により、緑があふれるまちづくりを進めます。

また、地域の将来像を想定しながら、適正な公園配置等について検討します。

①公園の整備・維持管理

- レクリエーション拠点である大規模公園は、長期的な視点に基づき、適正な維持管理と活用を進めるとともに、誰もが快適に利用できるようバリアフリー化等の機能強化や各公園の実情等を踏まえた再整備を図ります。
- 都市公園や都市緑地は、身近なみどり空間であり、市民の憩いの場として重要であるため、市民との協働による、長期的な視点に基づく適正な維持管理の推進と、地域の実情に応じた再配置を検討します。
- 既成市街地における空き家除却後の跡地は、「尾道市空家等対策計画」に基づき、オープンスペース等としての利活用を検討します。



びんご運動公園

②都市緑化の推進

- 本市の都市緑化を牽引する公共施設等の整備・更新時に、緑とゆとりある空間の確保のための緑化を推進するとともに、適正な維持管理を図ります。
- 工業・流通団地や埋立地区における、環境の保全に配慮した潤いあるみどり空間の形成を促進します。
- 新たな住宅団地や工業・流通団地を整備する際には、団地内の緑化の推進や地区計画等により、周囲の景観と調和した緑化を促進します。
- みどりと歴史・文化の拠点では、引き続き、社寺林の維持・保全を図ります。



尾道工業団地のみどり空間

2) 尾道特有の景観の保全・形成

本市の景観は、主に、自然景観と歴史まちなみ景観で構成されており、それぞれが融合することで、尾道特有の景観を創出しています。これまで、「尾道市景観計画」や「尾道市歴史的風致維持向上計画」等に基づき、地域特有のまちなみ景観の保全・形成を進めてきました。

今後とも、自然景観と歴史まちなみ景観が調和した、尾道固有の景観創出に取り組むとともに、市民への景観形成の取組を広め、景観に対する継続的な意識啓発を図ります。

①自然景観の保全・形成

●「尾道市景観計画」に基づき、景観地区及び重点地区である、尾道三山と尾道水道を含む「尾道・向島地区」や旧瀬戸田町中心市街地周辺の「瀬戸田地区」においては、自然と歴史・文化が融合した、みどりと歴史・文化の拠点として、景観の保全・形成を図ります。



浄土寺山からみた尾道のまちなみ

●瀬戸内海国立公園をはじめ、市街地や集落を取り巻く豊かな山々と海や島が調和した瀬戸内特有の景観の保全・育成を図ります。

●地域の魅力を代表する良好な眺望を保全するとともに、これらの眺望点の保全・活用を図ります。

●市街化調整区域や用途白地地域等に広がる農地や河川・水路等の維持を継続し、集落と農地等が調和した地域固有の景観の保全を図ります。

②市街地・歴史的景観の保全・形成

●「尾道市景観計画」に基づき、景観地区及び重点地区である、尾道三山と尾道水道を含む「尾道・向島地区」や旧瀬戸田町中心市街地周辺の「瀬戸田地区」においては、自然と歴史・文化が融合した、みどりと歴史・文化の拠点として、景観の保全・形成を図ります。



尾道水道とその背後の尾道三山

●景観形成を先導する地区である景観地区における規制を継続し、まちなみ景観の保全・形成を図ります。

また、高さ制限等に関わる既存不適格建築物への対応を検討します。特に、景観上重要な区域は、歴史的な景観資源を保全するとともに、無電柱化を検討します。

●「尾道市歴史的風致維持向上計画」に基づき、市街地に残る旧家や路地の家並みなど、地域特有のまちなみ景観の維持・向上に取り組むとともに、道路の美装化等による景観に配慮した道路空間の形成を図ります。

●交通拠点や IC 周辺等では、市内外から多くの人々が訪れる玄関口としてふさわしい景観・環境形成の誘導を図ります。

●「尾道市屋外広告物条例」等に基づき、景観形成に影響を与える屋外広告物等に対して、適切な指導・対策に取り組むとともに、景観地区での屋上広告の規制を継続します。

3) 環境の保全・再生

瀬戸内海が有する海洋資源や中国山地が有する山間部の資源など、水と緑あふれる豊かな自然環境を保全するとともに、地球温暖化や資源循環等の地球環境問題を意識し、市民との協働による環境の保全に努めます。

①自然環境の保全・再生・活用

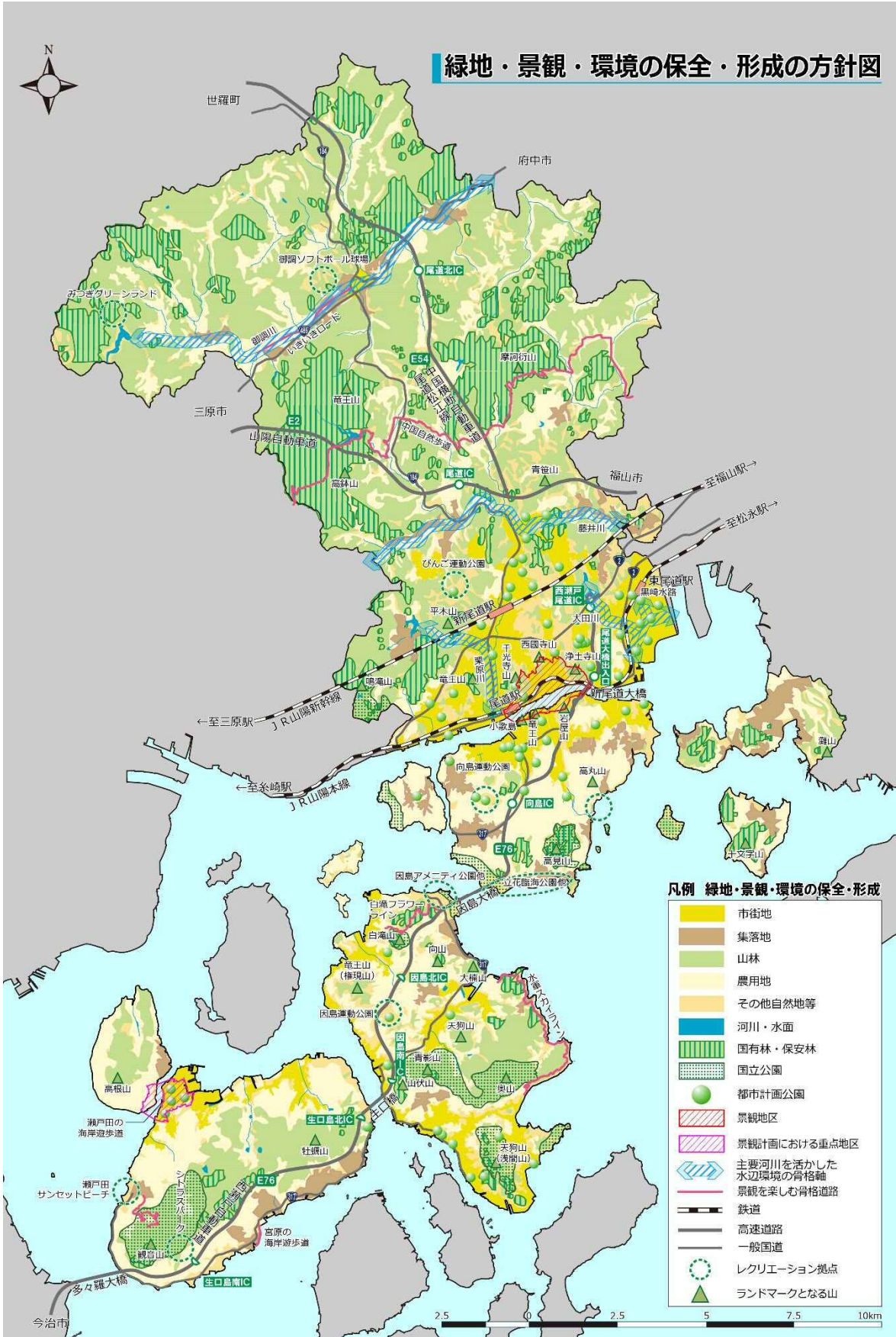
- 海岸護岸や海浜等では、市民が身近に水と親しむことのできる場として、水質の向上や親水空間の確保、生態系に配慮した良好な環境の整備・保全・活用を検討します。
- 尾道三山等、景観上のランドマークとなっている山林や海浜等の積極的な保全・育成を図ります。また、新たな交流環境づくりを進めるため、自然と触れ合う空間の維持・活用を検討します。
- 市民に潤いと安らぎを与える身近な河川や海浜は、市民と行政の協働による美化活動等に取り組み、良好な環境の保全・創出を図ります。
- 中山間地域や島嶼部の田畑や果樹園等の優良な農地は、本市の農業を支えているだけでなく、治水や防災においても重要な役割を担っているため、自然環境と調和した農地の保全を図ります。



栗原川の桜並木

②生活環境の保全

- 「第2次尾道市環境基本計画」等に基づき、公共施設の整備や更新時には、省エネルギーに配慮した設計や再生可能エネルギーを導入するなど、地球温暖化に対する施策を推進します。
- 生活環境の向上と地域が誇れる河川の環境を守るため、合併処理浄化槽を含めた下水道施設等の計画的普及など、地域の実情に応じた生活排水処理対策を推進します。



4. 5 都市防災の方針

1. 基本的な考え方

- ①今後、発生が想定される「南海トラフ巨大地震」等の大規模震災や土砂災害の発生に備え、関係機関との連携により市民の生命を守ることを最優先し、災害被害の最小化を図るため、ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な防災対策を推進します。
- ②大規模災害発生時の早期復旧に向けて、官民を含めた関係機関等と連携を目的とした地域防災体制や自主防災組織の充実・強化を図ります。
- ③洪水、土砂災害等の自然災害の発生を未然に防止するため、防災基盤の強化を図るなど、災害に強い都市の構築を目指します。

2. 都市づくりの方針

■項目

- 1) 土砂災害・水害対策の推進
 - ①土砂災害対策の推進
 - ②水害対策の推進
- 2) 地域防災体制の充実・強化
- 3) 地震・火災対策の推進
 - ①防災基盤の整備
 - ②建築物の耐震化・不燃化等の促進

1) 土砂災害・水害対策の推進

近年発生頻度が高まっている集中豪雨や急傾斜地の多い本市の地形等により、土砂災害や洪水等の被害が懸念されることから、市民の安全で、安心な暮らしの確保に向けた、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災対策等を推進します。

①土砂災害対策の推進

- 急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業等の促進により、土砂災害の防止や被害の抑制を図ります。
- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域では、地域住民に対し、土砂災害情報の周知徹底や警戒避難体制を強化するとともに、土砂災害特別警戒区域では、新たな開発・建築行為の抑制を図ります。



急傾斜地崩壊対策箇所

②水害対策の推進

- 台風や大雨による洪水や高潮等の被害を防止するため、関係機関と連携し、河川改修等を促進します。
- 都市防災の視点から、山林が有する水源涵養機能^{かんよう}や農地の洪水調整機能を保持するため、保安林や農地等の維持・保全を図ります。
- 近年の集中豪雨による市街地の浸水被害の軽減に向けた、排水施設の整備の検討や施設規模に応じた維持管理を図ります。

2) 地域防災体制の充実・強化

- 災害の激甚化・頻発化に伴い、ハード対策だけでは市民の生命や財産を守ることが困難となっていることから、総合防災マップ等による災害危険箇所の周知徹底や防災訓練の実施等により、さらなる市民の防災意識の向上を図ります。
- 災害時に、地域住民や事業所等が互いに助け合える環境づくりを進めるため、自主防災組織の設立促進・活性化等に取り組むとともに、地域の防災活動を積極的に支援し、防災体制の充実・強化を図ります。
- 災害への対応のため官民の関係機関・団体との連携強化に努めるとともに、大規模災害発生時の円滑な救援・救護活動に備えた災害協定の締結を推進します。
- 地震等により甚大な被害が発生した地区における無秩序な開発等を防止するため、「広島県災害復興都市計画マニュアル」に基づき、復興都市づくりの妨げとなる建築活動の制限等を行うとともに、市街地開発事業、都市施設等の整備により、計画的かつ迅速に復興まちづくりを推進します。



自主防災組織による活動の様子

3) 地震・火災対策の推進

本市は、観光資源である斜面市街地を含めた固有のまちなみを形成している一方で、防災上の特有の課題も抱えていることから、市街地を形成する防災基盤の整備・強化を図るため、大規模災害時に迅速かつ円滑な救援・避難活動が可能な都市の構築を目指します。

①防災基盤の整備

- 震災時等における救援・避難活動等を安全かつ円滑に行うため、日常的な点検・補修の取組等により、緊急輸送道路や避難路を確保するとともに、中心市街地等における無電柱化を検討します。
- 災害による被害を最小限に抑えるため、「尾道市空家等対策計画」と連携し、市街地等では、老朽空き家等の除却後の跡地の利活用を検討します。
- 災害時における広域的な救援・復旧活動を円滑にするため、地域の防災拠点と避難場所等を相互につなぐ防災ネットワークの形成を図ります。
- 津波時の被害緩和に向けた、海岸護岸の整備を促進します。

②建築物の耐震化・不燃化等の促進

- 火災に強い市街地の形成に向けて、地区の実情に応じて、防火地域・準防火地域の規制の継続や指定を検討するとともに、新築や改修に合わせた建築物の不燃化・難燃化を促進します。
- 旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断・耐震改修を促進し、災害に強い都市づくりを進めます。建替え等が困難な地区については、地区の実情に応じて、防災性の向上を図ります。

4. 6 その他都市施設の整備・維持管理の方針

1. 基本的な考え方

- ①上水道の安定的な供給と持続可能な生活排水処理に向けて、施設等の維持管理等を図るとともに、下水道の普及のあり方を含め、公衆衛生の向上に取り組みます。
- ②都市化の進展や集中豪雨による浸水被害を軽減するため、下水道機能の向上を図ります。
- ③廃棄物を適正に処理及び再利用できる循環型社会の形成に向けて、生活関連施設の計画的な維持管理・更新を図ります。

2. 都市づくりの方針

■項目

- 1) 上水道の安定供給
- 2) 下水道普及率の向上
- 3) その他生活関連施設の整備・維持管理

1) 上水道の安定供給

- 将来にわたり、安全で良質な水道水の安定供給を図るため、管路や水道施設等の維持管理、老朽管の更新及び耐震化を計画的に推進します。

2) 下水道普及率の向上

- 市民の快適な生活環境を確保するため、地域の実情に応じて、合併処理浄化槽を含めた下水道施設等の計画的普及による汚水処理を推進します。
- 将来の人口減少や土地利用の動向を踏まえ、下水道区域の再検討や普及のあり方について検討します。
- 地震等の災害時にも機能が発揮されるよう、管路や下水道施設等の維持管理や耐震化を検討します。

3) その他生活関連施設の整備・維持管理

- 広域拠点・都市拠点・地域拠点を核としたまちづくりを進めるため、市本庁舎、総合支所及び各支所の庁舎整備や施設の充実を図ります。
- 環境負荷の小さい都市づくりを目指して、ごみ処理施設及び最終処分場、汚水処理場は、長期的な視点に基づく計画的な維持管理を図ります。
- 火葬場は、長期的な視点に基づく計画的な維持管理を図ります。
- 既存の公共駐車場は、継続的な維持管理を図るとともに、今後の駐車場需要等を踏まえ、既存施設を効率的に活用します。
- 港湾機能を高めるため、ウォーターフロントを活用した快適で魅力あるみなと空間づくりを促進するとともに、地域の産業や生活を支える港湾施設の充実・強化を図ります。
- 道路や海上からの交通拠点となる道の駅やみなとオアシスをはじめとした、地域交流や観光振興のための施設は、地域活性化の拠点として、継続的な維持管理を図るとともに、地域振興イベント等によるにぎわい創出の場として活用します。



尾道市クリーンセンター



交通結節点となる道の駅
クロスロードみつぎ

その他都市施設の整備・維持管理の方針図

